五	第二十条第三項、第三十一条第二項	国土交通大臣以外の道路管理者	有料道路管理者			
六	第二十条第四項	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者	有料道路管理者			
七	第二十条第五項	第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項	前二項			
八	第二十条第六項	道路管理者と	有料道路管理者と			
九	第二十四条の二第一項	道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国（第四十八条の三第三項（第四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項、第四十四条の三第一項、第四十四条の七第一項、第四十五条第一項、第四十八条の二十五第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項から第三項までの規定並びに第八十一条第三項において同じ。）は、公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める地方公共団体の条例	有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例			
十	第三十一条第三項	指定区間外の国道にあつては当該道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては当該道路管理者	当該有料道路管理者			
十一	第三十一条の二第一項	指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）			
十二	第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第四十八条の三十第一項、第六十一条第二項、第七十三条第二項	条例（指定区間内の国道にあつては、政令）	道路整備特別措置法第十八条第二項の規定による届出に係る道路	条例			

十三	第三十九条第二項	但し、条例で定める場合においては	この場合において			
十四	第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の条例			
		当該条例又は当該政令	当該条例			
十五	第四十四条の二第二項	条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）	条例			
十六	第四十八条の五第一項	当該自動車専用道路の道路管理者	有料道路管理者			
十七	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者			
十八	第四十八条の十七第二項、第四十八条の二十九の二第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者			
十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」）	有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者」）			
二十	第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者			
二十一	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条から第五十一条までの規定により国又は	第四十九条の規定により有料道路管理者である			
二十二	第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者			
二十三	第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項			
二十四	第五十五条第三項	道路管理者である	有料道路管理者である			
二十五	第六十四条第一項	第二十五条の規定に基づく料金	第三十九条の規定に基づく占用料	道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	有料道路管理者	